

役員報酬規程

社会福祉法人 つくし会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくし会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び常務理事（以下「常勤役員等」という）については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬と退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しない。

2 常勤・非常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として5年以上従事し、且つ、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。但し、年間支給額上限を1200万円以内とする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金は、別表3に定める額とする。
- (4) 通勤手当は、報酬額に含まれるものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。但し、年間支給額上限を一人当たり12万円以内とする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、交通費・宿泊料の実費を支給する。
- (3) 退職慰労金は、別表3に定める額とする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬の支給日は毎月25日とし銀行振込みとする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝祭日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日、又は祝祭日でない日を支給日とする。

(2) 賞与は、7月1日、および12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員等に対して、それぞれ基準日の属する月の内に支給する。

(3) 退職慰労金については、退任、解任、又は死亡により退職した後60日以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	役員報酬額
理事長	500,000円
常務理事	300,000円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表 3 (常勤・非常勤役員等の退職慰労金支給基準)

役員の期間	支給額
5年以上10年未満のもの	30,000円
10年以上15年未満のもの	50,000円
15年以上20年未満のもの	80,000円
20年以上のもの	100,000円

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

業 務	報酬の額
評議員会出席他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2)理事

業 務	報酬の額
理事会等会議への出席他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3)監事

業 務	報酬の額
理事会・評議員会出席他、法人及び施設業務のための出勤 監事のための出勤	5,000円

(4)評議員専任・解任委員会

業 務	報酬の額
評議員会出席他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円